

国立大学法人和歌山大学における競争的研究費においてプロジェクトの実施のために  
雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関する取扱要領

令和6年10月25日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において競争的研究費にかかるプロジェクト実施のために雇用される若手研究者に対して、独立した自由な研究環境を整備することにより、若手研究者の研究能力向上及び育成を図るため、若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「競争的研究費」とは、配分機関が実施する競争的研究費制度のうち、その目的等に人材育成が含まれること及び雇用される若手研究者が、エフォートの一部を自発的な研究活動等に充てることが可能であると明記又は方針として示されているものをいう。

2 この要領において「配分機関」とは、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、関係省庁及びその他の競争的研究費制度を実施する機関をいう。

3 この要領において「自発的な研究活動等」とは、競争的研究費を自ら獲得して実施又は研究分担者として実施する研究活動等のうち、原則として次の各号に掲げる全てに該当するものをいう。

- (1) 若手研究者本人が実施を希望する活動
- (2) 研究代表者等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断したもの
- (3) 研究代表者等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断したもの  
(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする。)

4 この要領において「研究代表者等」とは、競争的研究費制度により研究代表者又は研究分担者として研究を行う本学の教員のうち、競争的研究費により若手研究者を雇用する者をいう。

5 この要領において「若手研究者」とは、競争的研究費により本学に雇用されている者（雇用を予定している者を含む。）のうち、次の各号に掲げる全てに該当するものをいう。

- (1) 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（研究代表者等が自らの人件費を当該プロジェクトから支出し雇用される場合を除く。）
- (2) 雇用を行う年度の4月1日時点において40歳未満の者（ただし、配分機関が別に認める場合は当該条件を満たす者を含む。）
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

(申請及び変更申請)

第3条 研究代表者等のうち、若手研究者からの申出に基づき、自発的な研究活動等の実施又は変更を申請する者(以下「申請者」という。)は、自発的な研究活動等承認申請書(様式第1号)又は自発的な研究活動等変更承認申請書(様式第2号)を当該若手研究者が所属する部局長の了承を得て、学長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として自発的な研究活動等を開始する又は変更する1か月前までに行う。

(承認の可否等)

第4条 学長は、前条の申請があった場合は、当該申請の承認の可否を決定し、その結果を申請者へ通知する。

(報告)

第5条 前条により承認された申請者(以下「実施者」という。)は、前条により承認された活動期間終了後1か月以内(第3条第1項の申出を行った若手研究者について、年度を越えて雇用を行う場合は、各年度終了後1ヶ月以内)に、自発的な研究活動等活動報告書(様式第3号)により当該若手研究者が所属する部局長を経由して、学長に報告を行わなければならない。

(監査)

第6条 学長は、若手研究者による自発的な研究活動等が適切に実施されているかを確認するため、必要に応じ、実施者に対して活動状況の報告を求めることができる。

2 前項の結果、第2条第3項各号に掲げる事項を満たさないことが認められた場合、学長は、自発的な研究活動等の承認を取り消すことができる。

(事務)

第7条 この要領に関する事務は、研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月25日から施行する。

和歌山大学長 殿

所 属 ・ 職 名 :

研 究 代 表 者 :  
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等承認申請書

本プロジェクトにおいて、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該プロジェクトの推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

本 プロ ジ ェ ク ト			
プロジェクト名			
活 動 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
氏 名 ※自発的な研究活動等を希望する者		年 齢 ※自発的な研究活動等を開始する 年度の4月日現在	
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	% ※自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合 (80%以上) を記載する。		

自発的な研究活動等	
活 動 名 ※獲得した資金がある場合は 資金名がわかるように記載	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 ※年度ごとに内訳を記載	円 ( 年度 : 円) ※上記資金からの人件費 (給与・報酬当) の受給はない。
活 動 内 容	
本プロジェクト との関連性	
自発的研究活動 等のエフォート	%

注 1) 若手研究者が自発的な研究活動等を実施する1か月前までに申請すること。

注 2) 複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載すること。

和歌山大学長 殿

所 属 ・ 職 名 :

研 究 代 表 者 :  
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等変更承認申請書

年 月 日付けで承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり変更することについて、実施条件に照らし問題ないと判断したため申請します。

1. 変更理由

2. 変更後の活動内容

本 プロ ジ ェ ク ト	
プロジェクト名	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を実施する者	
本プロジェクト内で行う 研究活動のエフォート	% ※自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合 (80%以上) を記載する。

自発的な研究活動等	
活 動 名 ※獲得した資金がある場合は 資金名がわかるように記載	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 ※年度ごとに内訳を記載	円 ( 年度 : 円) ※上記資金からの人件費 (給与・報酬当) の受給はない。
活 動 内 容 ※変更後の活動内容が わかるように記載	
本プロジェクト との関連性	
自発的研究活動 等のエフォート	%

注 1) 変更を希望する 1 か月前までに申請すること。

注 2) 複数の自発的な研究活動等を実施している場合、変更の有無に関わらず全ての活動内容を記載すること。

和歌山大学長 殿

所 属 ・ 職 名 :

研 究 代 表 者 :  
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等活動報告書

年 月 日 で承認された自発的な研究活動等について、以下のとおり活動内容等を報告します。

本 プロ ジェ ク ト	
プロジェクト名	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
氏 名 ※自発的な研究活動等を実施した者	
本プロジェクト内で行う 研究活動のEffort	% ※自発的な研究活動等を含んだ当該プロジェクトの全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合 (80%以上) を記載する。

自発的な研究活動等	
活 動 名 ※獲得した資金がある場合は 資金名がわかるように記載	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
金 額 ※年度ごとに内訳を記載	円 ( 年度 : 円) ※上記資金からの人件費 (給与・報酬当) の受給はない。
活 動 内 容 ・ 成 果	
本プロジェクト との関連性	
自発的研究活動 等のEffort	%

注1) 他の資金を獲得した自発的研究活動等については、当該資金制度における実績報告書や成果報告書を添付することで、活動内容・成果欄の記入に代えることができる。

注2) 複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載すること。